

令和3年

第8回 会津美里町教育委員会議事録

5月定例会

令和3年5月定例会

- I. 日 時 令和3年5月20日(木) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教育長職務代理者 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教育文化課長 松 本 由佳里
教育文化課主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代
教育文化課長補佐 渡 部 雄 二
教育文化課長補佐 鵜 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年5月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第7回会津美里町教育委員会4月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第15号 専決処分の報告について(会津美里町公民館事業運営協議会委員の委嘱について)

報告第16号 専決処分の報告について(会津美里スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

報告第17号 専決処分の報告について(会津美里町地域学校協働活動推進委員会委員の委嘱について)

報告第18号 専決処分の報告について(会津美里町協働活動支援員の委嘱について)

報告第19号 専決処分の報告について(会津美里町協働活動サポーターの委嘱について)

議案第48号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第49号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第50号 会津美里町教育支援委員会専門委員の委嘱及び任命について

5. 協議事項

(1) 文教施設訪問について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 議会4月会議について

(2) 共催・後援承認依頼について

(3) 児童・生徒に関すること

(4) 教職員に関すること

(5) 生涯学習に関すること

(6) 教育関係施設に関すること

(7) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(8) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前9時05分

1. 開会

教育文化課長 令和3年第8回会津美里町教育委員会5月定例会を始めたいと思います。

教育長職務代理 ただいまより令和3年第8回会津美里町教育委員会5月定例会を始めます。
会期は1日とします。
出席は委員全員です。
出席説明者は、松本教育文化課長、福田主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長。
金川主幹兼指導主事は欠席です。渡部教育文化課長補佐、鶴川教育文化課長補佐の
4名です。
議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長職務代理 令和3年第7回会津美里町教育委員会4月定例会議事録の承認についてを議題と
します。
ご意見やお気づきの点ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理 異議がないようですので、令和3年第7回会津美里町教育委員会4月定例会議事
録は承認といたします。

3. 教育長報告

教育長職務代理 教育長報告に移ります。
小中学校訪問をさせていただきました。また、コロナ対策のため臨時小中学校長
会を開催いたしました。
ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理 それでは、教育長報告を終了いたします。

4. 審議事項

教育長職務代理 4番の審議事項に入ります。

事務局に質問なのですが、報告第15号から議案第50号まで非公開にすべき事項はあるでしょうか。

教育文化課長 特にありません。

◎報告第15号

教育長職務代理 報告第15号「専決処分の報告について（会津美里町公民館事業運営協議会委員の委嘱について）」を議題にいたします。

報告に至った経緯なども含めて、事務局、説明をお願いいたします。

教育文化課長 （報告第15号「専決処分の報告について（会津美里町公民館事業運営協議会委員の委嘱について）」説明）

教育長職務代理 疑問点や何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長職務代理 事務局の原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理 それでは、報告第15号を終了いたします。

◎報告第16号

教育長職務代理 報告第16号「専決処分の報告について（会津美里スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」を報告に至った経緯なども含めて、事務局、説明をお願いいたします。

教育文化課長 （報告第16号「専決処分の報告について（会津美里スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」説明）

教育長職務代理 疑問点とか何かありましたらお願いいたします。

教育文化課長補佐 補足説明ですが、名簿に記載の上の2名につきましては4月の段階でスポーツ少年団の会議、スポーツ推進委員会の会議を開催し、その中で選任されたので専決処分をさせていただきました。3番目に記載の委員につきましては本人の同意が取

れたため、追加で専決処分したということをご理解いただければと思います。

教育長職務代理 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 それでは、事務局の原案のとおり承認することにいたしますので、報告第16号を終了いたします。

◎報告第17号

教育長職務代理 報告第17号「専決処分の報告について（会津美里町地域学校協働活動推進委員会委員の委嘱について）」を議題といたします。

報告に至った経緯なども含めて、事務局、説明をお願いいたします。

教育文化課長 （報告第17号「専決処分の報告について（会津美里町地域学校協働活動推進委員会委員の委嘱について）」説明）

教育長職務代理 何かありましたらよろしく願いいたします。

教育文化課長補佐 この委員は、社会教育委員の中で選任された方で、この推進委員会の委員にはもう一名枠がございますので、PTA連合会に依頼は申し上げているところですが、今会議を開ける状態ではなく、そちらについては決定次第後ほど専決させていただければということをお願いいたします。

教育長職務代理 ほかに1名が、PTA連合会がまだ会合を開いていないという状況なので、後から追加でお願いしたいということです。

何かありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 事務局の原案のとおり承認することになりますので、報告第17号を終了いたします。

◎報告第18号

教育長職務代理 報告第18号「専決処分の報告について（会津美里町協働活動支援員の委嘱について）」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (報告第18号「専決処分の報告について(会津美里町協働活動支援員の委嘱について)」説明)

教育長職務代理 何かご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 それでは、事務局の原案のとおり承認することになりましたので、報告第18号を終了いたします。

◎報告第19号

教育長職務代理 報告第19号「専決処分の報告について(会津美里町協働活動サポーターの委嘱について)」を議題にします。

事務局、説明をお願いいたします。

教育文化課長 (報告第19号「専決処分の報告について(会津美里町協働活動サポーターの委嘱について)」説明)

教育長職務代理 ご質問があればお願いします。

委員 質問というか、確認になるのですが、委嘱期間が今回の専決でそれぞれ違うわけですが、今の2つは5月10日からでいいのですよね。ほかは全部4月1日に遡るのは、規定上で4月1日に遡らなければいけないのですか。

教育文化課長補佐 規定上では、4月1日とはうたっていませんが、委嘱期間が2年となっているため、それに合わせて4月1日ということでそうさせていただいたところであり、18号と19号につきましては学校協働活動支援ということで、これは実際の活動が5月からであり、本郷地域につきましては一旦4月1日付でほかの方についてはご委嘱を申し上げているところですが、ここはこの支援員が1名だけだったため、サポーターから1名を昇格というか、活動支援員に再委嘱をして、新たにサポーターを選任し、追加で入れたことから5月10日ということになっております。

委員 そうすると、委嘱期間は前の委員のように2年間という規定ではなく、あくまで委嘱の開始から年度末までという規定の仕方をされていると理解していいのですか。

教育文化課長補佐 はい。

委員 そうですか。この専決の中身ですが、規定と委嘱を、4月1日からだと4月の定

例会だと間に合わなくなると思うのです。そうなるのであれば、5月まで延ばさなくてもいいのかな。数的にやはりまとまらないとできないということですか。

教育文化課長補佐 先ほども申し上げましたが、例えばスポーツ少年団から推薦をいただくケースとか、スポーツ推進委員会も同じなのですが、委員会から推薦をいただくようなケースが多いものですから、当初から採用していただいている、ご本人の意向をまず聞いてから3月中にやって、3月の定例会で議案として出すのが通常かと思いますが、この推薦をいただくようなケースについては会議の開催も改めてほかの人数と併せて、4月1日から併せて専決するということが今まで行われていた流れですので、そのようにさせていただいたところでは。

委員 それは分かります。3月31日までは無理だと思います。ただ、4月の定例会があるので、そこまでの間に受けるほうも1日に遡るわけですね。本来であれば、定例会報告のところでやっても4月中に現実にやっているということと理解していいですか、恒例として。

教育文化課長補佐 そうです。スポーツ推進審議会が4月22日、社会教育委員の会議が21日だったので、4月の定例会に間に合わなかったということをご理解いただければ。

委員 分かりました。それで5月の定例会で提出したと。

教育長職務代理 私も何回か出席しましたが、4月に会議があって、その中で決められていくようです。

委員 時間的なずれはしょうがないです。

教育長職務代理 よろしいでしょうか。ほかにないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理 なければ、事務局の原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理 それでは、報告第19号を終了いたします。

◎議案第48号

教育長職務代理 議案第48号「会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第3号「会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」説明)

教育文化課長 取りあえず受皿となるところをもう少し広げるという意味です。

委員 広げるのでしょうか。そこで終わったら駄目だから、その後受け皿を広げて受入れ態勢を整えるということでしょうか。

教育文化課長 はい、そういうことです。

委員 具体的にどんなところのことを指すのか。

教育長職務代理 例えばどこで。

委員 具体的に会津美里町ではどうですか。

教育文化課長 会津美里町にはありません。基本的に会津美里町には地域型保育事業所というのがありません。2歳児までしか預からない、2歳児までが対象だという施設がありません。会津若松市とか会津坂下町のほうにはあるのですが。

委員 それを最初に言ってもらったほうが良かった。規定を適用しないことができるとありましたが、こんなのあるのかなと思いながらお聞きしていたのですけれども。

教育文化課長 こういうをつくったほうがいい、必要だという話は出てはいるのですが、会津美里町にはそういうことをやる事業所がなく、実際にはあまり関係ないのですが、国としては特に大きな都市などにはそういう保育所が結構あるので、もう少し広く受皿となる施設を認めるような形になります。

委員 具体的に会津若松市だとどんなところが受皿になっているのですか。

教育文化課長 認可保育所みたいところで、満2歳までしか受けないところがあるではないですか。例えばそこと大きな認定こども園とか、幼稚園とかと連携することです。今回特に受皿として広がったのが、特区小規模保育所というものなのです。構造改革特区で小規模保育所なのですが、5歳まで認められるという保育所が大阪とか大都市にはあるそうです。そういうところを今度認めますよという、小規模保育所なのですが5歳まで受け入れているので、ほかの2歳までしか認めない認可保育所からそこに行ってもいいですよという内容だそうです。

委員 ということは、要するにそういった需要があるのは大都市ですか。

教育文化課長 はい。調べた限りでは、大阪や沖縄などでした。会津美里町にはないのですが、内容的にはそういった内容です。

教育長職務代理 広がっていくということですね。

教育文化課長 はい。

教育長職務代理 保育状況がよくなっていくというようなことですよ。

教育文化課長 そうです。

教育長職務代理 なかなか難しいですね。

教育文化課長 うまく説明できなくて申し訳ありません。

教育長職務代理 会津美里町にはないということなのですが、今後できるかもしれませんから。よろしいですか。

委員 聞きたかったのは、第1項第3号、規定を適用しないって、これが第1項第3号の規定がないので、規定を適用しないというのは分からなかったもので、本当は参考に第1項第3号が出ていれば。

教育文化課長 そうですね。参考に出ていれば分かったのですが。

委員 これは、適用しないことができるというのは限定されているということですね、第1項第3号で。

教育文化課長 そうです。特定地域型保育事業者により、特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子供を特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子供に係る教育、保育給付認定者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育、保育を提供することというふうになっています。

教育長職務代理 つまり第1項第3号の規定を適用しないとするってもう一回お願いします。第1項第3号の規定を適用しないこととする。

委員 今の説明が第1項第3号なのですね。それを適用させると3歳児以降の連携する施設がなくなると。

教育長職務代理 そうすると分解してしまうと。

委員 除外されてしまうので、適用しない理由というか、範囲はここだと。それは、今回の改正でさらに拡大になったのですか。

教育文化課長 はい、ここはそうです。

教育長職務代理 よろしいでしょうか。今までは分断していたところをもう少しこっちに行ってもいいですよというような範囲を認めるということですね。

教育文化課長 はい、そうです。

委員 もう一つお聞きしたいのは、5項のところで行う者を行う施設に直しますよね。

教育文化課長 はい。

委員 本来行う者を行う施設ではかなり意味が違うのですが、何でこれが行う者を行う施設になったのですか。

教育文化課長 国から流れてきたというところが正直なところではあるのですが。

委員 準則のとおりなのですね。

教育文化課長 はい。

委員 行う者というのは事業者ですが、行う施設になったら特定されてしまうわけですよ。この違いというのは、大きいような気がするのですが。準則なのか。

教育文化課長 ええ、ほぼ準則で流れてきたものですから。

委員 ただ、行う者と施設って意味ががらっと違うが、そういうことではないと思う。

教育文化課長 行う施設だと施設ですが、法人という考え方ではないですかね。行う者というのは。

委員 行う者は範囲が広いです。

教育文化課長 事業所、事業者なので、幾つか持っている場合なんかですと、そこの該当する施設という意味になるかと思うのですけれども。

委員 だから、範囲狭まるではないですか。どうもその点よくわからない。ほかの者は広い意味でしょう。

教育文化課長 はい。

委員 だから、例えば幾つか持っていれば、そこにあるだけ。これ特定ですよ、行う施設って。何でそうするのかな。

教育長職務代理 具体的にピンポイントでそことの連携というような形になるのですか。

教育文化課長 はい。ここの施設はここの施設と連携しますということなので、幾つも持っているような法人の場合ではなくて、施設という意味で。

委員 だから、こっちのほうが範囲広いわけです、条文は。それは何でこうするかという。行う者だったら選択の範囲が広いではないですか、持っていない人が選択するという。行う施設というのは特定すると悪いという意味ではなくて、範囲を狭める意味がちょっとわからない。行う者を行う施設にする理由がわからない。

教育長職務代理 特定することによって具体性を持たせていくということですよ。

教育文化課長 施設ということで、施設同士の連携ということかなと思ったのですが。事業所というか、例えば若葉幼稚園みたいに幾つも持っているような法人でも、ここの若葉幼稚園とかということかなと思ったのですけれども。

委員 それで間違いないですが、狭める理由がよく分からないということです。今まで広がったのをわざわざ選択肢が狭まるから。

委員 規定上の表現を狭めていますよね。いっぱいあるところはここもあるけれども、こっちもあるではないかというふうになれば選択肢が広がるでしょう。だから、者ではなくて施設にしたのは狭まったのではないかという解釈です。

教育長職務代理 ただ、やっぱり具体的にこことこできちんとして、具体的に進めるという。

委員 だから、恐らく一般的にこことこことちゃんとしなさいよということを示しているかもしれません。

委員 準則どおりだと言われたら承認です。

教育長職務代理 読み深めていくといろんなところが出ます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 それでは、事務局の原案のとおりに決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理 事務局の原案のとおり決することといたします。

◎議案第49号

教育長職務代理 議案第49号「会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第49号「会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」説明)

教育長職務代理 ご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理 それでは、提案どおりに議決いたします。

◎議案第50号

教育長職務代理 議案第50号「会津美里町教育支援委員会専門委員の委嘱及び任命について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第50号「会津美里町教育支援委員会専門委員の委嘱及び任命について」説明)

教育長職務代理 何か質問ありますか。

専門委員会を開くようになると思いますが、教育委員会の方は出席していらっしゃるのですか。

教育文化課長 こども教育係の担当職員、あと係長などが出席しております。

教育長職務代理 例えば、この子をどうしようかというふうにもめたときにはどういう経過でそういう決定をしていくのか、ちょっとその辺は。

教育文化課長 専門委員会の話合いにおきましては、担当する専門委員が調査した結果を報告しまして、それについて、例えば特別支援学級がいいのか、特別支援学校がいいのかというようなことで、まず専門委員の会議で話合いをします。その結果について、今度教育支援委員会、専門委員ではなくて全体の教育支援委員会を開き、そこで結果を報告いただき、最終的には教育支援委員会の中で判断をすることになります。教育支援委員会のメンバー構成としては、今までですと病院の先生と、児童相談所、学校の代表、保健師、こども園の代表とか、私も入っておりますが、学校教育専門指導員の先生、指導主事等が入っております。そういった中で専門委員からはとにかく調査結果の報告を受けるということで、最終判断はとにかく教育支援委員会の中で判断するという流れになっております。専門委員会では判断はしません。

教育長職務代理 教育支援委員会というところで判断していくわけですね。

教育文化課長 はい。

教育文化課長補佐 今の議案第50号なのですが、上段、「会津美里町教育支援委員会条例(平成17年教育委員会条例)となっているのですが、これは会津美里町条例の誤りだと思しますので、訂正をお願いしたいと思います。

教育長職務代理 よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理 では、原案のとおり議決して終了いたします。

5. 協議事項

教育長職務代理 5番の協議事項にいきます。
文教施設訪問についてお願いします。

教育文化課長 ((1)「文教施設訪問について」資料により説明)

教育長職務代理 ありがとうございます。

今事務局から、令和3年は本郷中学校と新鶴中学校かというような2つ提案あったのですが、ほかのところ、本郷小を再度、宮川小、いろいろありますが、ご意見をお願いします。全員で行くのもなかなか、大人数で分けてがいいかなというようなところがあります。

(文教施設訪問について協議)

教育長職務代理 夏休み前に本郷中学校区を1回、その後2学期ですか、新鶴中学区ですね。その辺よろしくをお願いします。

では、その他について事務局からお願いします。

教育文化課長補佐 点検評価の資料をお配りしております。本来ですと、この会議で教育委員会点検評価の教育委員会の部分について有識者会議に出す前に皆様に説明していたところですが、そこまで事務が進んでおりませんので、先日行われました点検評価の1回目の会議で有識者の方から出された意見をまとめ資料としてお配りしました。

昨日提出された意見もありますので、文書がそのままになっております。事務局で少し整理をしたいと思いますが、今まで出された意見を皆様に示させていただきます。

以上でございます。

教育長職務代理 ありがとうございます。

それでは、精査していこうというところで今見せていただきました。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育文化課長補佐 本来ですとこのタイミングで点検評価を教育委員会でもご説明して次の有識者会議に報告する流れになっているのですが、次の有識者会議が6月2日を予定しておりますので、皆様に教育委員会活動の自己評価の概要についてメール等でお送りしてご意見をいただくようなことになる可能性が大きいので、お手数をおかけするかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長職務代理 では、そのうちメールが来るということでよろしくをお願いします。

6. 報告事項 ((3)、(4) 非公開)

教育長職務代理 議会4月会議についてお願いします。

教育文化課長 ((1)「議会4月会議について」資料により説明)

教育長職務代理 何かありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 次、共催・後援承認依頼についてお願いします。

教育文化課長 ((2)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育長職務代理 ありがとうございます。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 (3)、(4)についてですが、個人情報に関することを含みますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開といたします。

教育長職務代理 では、(5)番に進んでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 生涯学習に関することをお願いします。

教育文化課長 特にないです。

教育長職務代理 (6)番の教育関係施設に関することをお願いします。

教育文化課長 ((6)「教育関係施設に関すること」説明)

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 (追加説明)

教育長職務代理 ご異議ないでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理 (7)の事務局報告事項、教育文化課、認定こども園についてお願いします。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項」説明)

教育長職務代理 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

7. その他

教育長職務代理 7番、その他に入ります。

(1)、今後の行事予定についてお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

(行事について協議)

教育文化課長補佐 ((2)「次回委員会の開催予定日」について)

(日程について協議)

教育長職務代理 6月18日の午後に1時半に決定しました。

教育文化課長 もう一つよろしいでしょうか。

教育長職務代理 はい、どうぞ。

教育文化課長 新しい教育長が決まりましたら、一度臨時会か何かお願いできればと思っているのですが、いかがでしょうか。

決まりましたら日程調整させていただき、会議を持ちたいと思っております。

教育長職務代理 では、そのうち臨時会議を行うというところを頭に入れておいていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

8. 閉会

教育長職務代理 8番、閉会、よろしくお願いいたします。

教育文化課長 令和3年第8回会津美里町教育委員会5月定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○閉会時刻 午前10時15分